## はじめに

平成29年度は乙津工区の設計内容を中心とした事業説明会を開催し、延べ99名の方に参加していただきました。その他にも、商店街連合会の総会や商工会青年部の集会に参加させていただき、たくさんの方と意見交換をすることが出来ました。

また、1月から実施してきた乙津工区の境界立会では、 県内外から地権者の方に集まっていただき概ね完了することが出来ました。境界立会いへのご協力ありがとうございました。 概略計画・必要性の検討

市民の意見の把握

道路線形・幅員構成・構造の決定

事業着手

測量•地質調査



詳細設計・・・用地買収幅が決まります

用地取得・・・個別に用地測量・物件調査を行い、 用地を取得していきます

乙津工区

工事•供用



平成30年6月 第5号

### 今年度の予定

#### ○家屋補償額調査・用地買収の着手

○関係機関協議の実施

境界立会いの結果を基に地権者ごとの買収面積・補償物件の確定作業を実施中です。その後、コンサルタントに依頼して物件調査を行い補償額を確定し用地買収のお願いに伺います(秋頃より)



▲説明会の様子



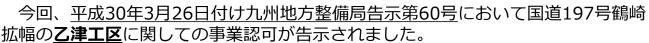
#### ▲境界立会の様子

乙津橋の工事着手に向けて管理者である国土交通省、大分市の市道・公園、 橋梁工事で影響する九電・NTTなどの関係者との協議を実施します。

#### 平成30年 1月 2月 10月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 11月 12月 境界立会い 補償物件の調査 用地買収の着手 買収面積の確定 補償額の算定



# 都市計画事業認可の取得(乙津工区)



事業認可の告示後は下記の効果が発生します。詳細は乙津地区、寺司2地区の各公 民館の掲示及び大分土木事務所ホームページに記載しております。

#### (1) 建築等の制限: 都市計画法第65条

買収予定地内において、土地の形質の変更(盛土・切土・整地)や建物の新築・増築・改築・ 移転等、移転の容易でない物件の設置を行う場合は知事の許可が必要となります。

#### (2) 土地・建物等の先買い: 都市計画法第67条

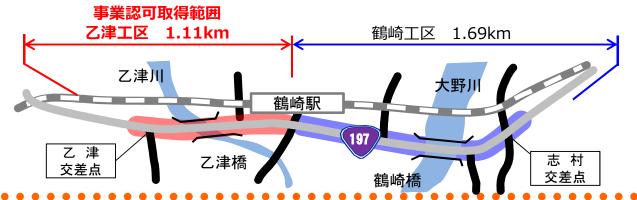
買収予定地の土地建物等を売買する場合、知事への届出が必要です。

#### (3) 土地の買取り請求: 都市計画法第68条

買収予定地の所有者は、知事に対し、当該十地を時価で買い取ることを請求することができます。

#### (4) 土地収用法の適用: 都市計画法第69条、第70条

都市計画事業は、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。





### 最後に

国道197号鶴崎拡幅は、昨年度に引き続き石和・礒崎が担当します。今年度から 乙津工区の用地買収に着手する予定です。今後は個別に協議させていただくことも 多くなります。事業への不明点などあれば下記担当まで連絡をいただければ事業説 明を行います。 今年度も事業へのご協力をよろしくお願いします。

### お問い合わせ先

日本一のおんせん県

大分県大分土木事務所 TEL: 097-558-2148

工事担当)道路建設課 都市計画班 石和・礒崎

用地担当)用地課 用地班 增谷

ホームページアドレス: http://www.pref.oita.jp/site/oita17004/list718-24079.html

事務所HPを ご覧ください